

第1次 瀬戸市地震対策 アクションプラン

瀬戸市



目次

| | 頁 |
|------------------------------|-------|
| 1 アクションプラン策定の背景 | |
| (1)過去の地震災害の教訓 | 1 |
| (2)南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に係る被害想定 | 2 |
| (3)南海トラフ地震防災対策推進地域の指定 | 2 |
| (4)南海トラフ地震防災対策推進基本計画を考慮 | 2 |
| 2 本市の地域特性 | |
| (1)自然的特性 | 3 |
| (2)社会的特性 | 3 |
| 3 本市の地震防災 | |
| (1)この地域で想定される地震 | 5 |
| (2)今後対策を考えていくべき地震像 | 7 |
| (3)これまでの本市の地震に対する防災・減災対策 | 8 |
| 4 目標・基本方針等 | |
| (1)目標（理念） | 9 |
| (2)基本方針 | 9 |
| (3)市アクションプランの位置付け | 9 |
| (4)第1次計画期間 | 9 |
| (5)施策体系 | 10 |
| (6)対策の実施による減災効果 | 11 |
| (7)減災目標 | 11 |
| (8)進行管理 | 11 |
| 5 アクション項目 | 12-35 |

1 アクションプラン策定の背景

本市では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害等に対処するため、県、市を始めとした防災関係機関が相互に協力し「瀬戸市地域防災計画」における地震防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的として、取り組むべき具体的な防災・減災に関する事業を総括する「第1次 瀬戸市地震対策アクションプラン」（以下、「市アクションプラン」という。）を策定することとしました。

(1) 過去の地震災害の教訓

阪神・淡路大震災をはじめとする大規模広域災害時は、行政の機能が麻痺してしまつたこと、避難所の運営、物資の供給、廃棄物の処理など被災者への支援が円滑に進まなかつたこと、建物が倒壊または焼失し多くの犠牲者をだしたこと、ライフライン機能が長期間停止したことなど、想定を大きく超える甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災では、津波と原発事故が重なつたことで未曾有の大災害となり、これまでの地震対策では十分に対応できない事態が起こりうるようになりました。

その一方で、阪神・淡路大震災を経験し、建物や土木構造物の耐震補強が進んだことや、東日本大震災では、石碑に刻まれた教訓を守り助かつた事例や、中学生が小学生の避難を助けた事例など、過去の地震災害から学び得たことが積極的にいかされています。

「防災白書（平成 24 年版）」において、『災害対策の検討にあたっては、楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行う必要がある』こと、『被害を最小化する「減災」を実現するためには、行政のみならず、地域、市民、企業といった多様な主体による、ハードやソフトの様々な対策の組み合わせが必要である』こと、『得られた教訓については、次の災害発生時に忘れられていないように、防災教育等を通じて後世へしっかりと引き継いでいく並々ならぬ努力を様々な場面で行う必要がある』ことなどが教訓としてまとめられています。

(2) 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に係る被害想定

愛知県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波とする「南海トラフ巨大地震」に係る国の被害想定を受け、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下、「南海トラフ地震」という。）について、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（以下、「愛知県被害予測調査」という。）」の結果を平成26年5月に公表しました。

これらの調査では、今後想定される南海トラフ地震により、国や県の従前の想定を大きく上回る被害となるおそれがあることが示されています。

(3) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、南海トラフ地震特別措置法という。）」に基づき、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を策定し、南海トラフ沿いの地域において100～150年の周期で発生している大規模地震に対して、ハード・ソフト対策を有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進するものとしています。

また、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震の震度6弱以上の地域を対象として、瀬戸市を始めとした愛知県内全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」として平成26年3月28日に指定されており、本市においては、約91%が震度5強、約9%に当たる市域が震度6弱の地域として想定（過去最大モデル）されています。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画を考慮

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、推進計画を策定することとなっています。本市では、「瀬戸市地域防災計画」の地震災害対策計画編の「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」で、①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、③関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項、④南海トラフ地震に係る地震防災上の教育及び広報に関する事項を規定しています。

2 本市の地域特性

地震災害による被害の大小は、地形、地層、地盤等の自然的特性に起因するもの、社会基盤整備の状況、高齢化社会の到来や地域コミュニティの現状等の社会的特性によってもたらされるもの、また、これらの複合的によるものなどに影響されます。

こうしたことから、市アクションプランは、以下の地域特性を踏まえたものとしします。

(1) 自然的特性

ア 地形

本市は、山地、丘陵地、平地から成り立ち、大部分が標高100m～200mの低位丘陵地帯で占められ、平地部分が極めて少ない地形となっています。

市の北部から東部にかけては、ほとんど山地であり、木曾山脈の最南西端となる三国山（標高701m）や猿投山（標高629m）が連なっています。

市の中央部から西部、南部へは丘陵地帯が続き、尾張地方の東半分を形成している尾張丘陵の一部となっています。これらの丘陵部からは庄内川水系の水野川、矢田川水系の瀬戸川、矢田川がほぼ東から西へと流れており、流域に沿って狭い幅の平地を形成しています。

イ 地層

市の北部から東部にかけての山地のうち、北部にあたる東谷山から定光寺にかけては古生代の地層が分布しています。一方、東部の三国山、猿投山を形づくっているのは、中生代の花崗岩です。これらの中に位置する品野、水野部分は品野層と呼ばれる新第三紀中新世の地層からなっています。そして、良質の陶土や珪砂を含んでいるのが中央部の丘陵地の大部分を形成している瀬戸層群で、これは品野層より形成された新第三紀鮮新世の地層です。

ウ 地盤

市域の中には、崖崩れの危険性がある急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流の土砂災害危険箇所が多数あり、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に405箇所（同特別警戒区域を含む。）が指定されています。これらのうち、土石流危険渓流が72箇所^{※1}、急傾斜地崩壊危険箇所が333箇所^{※1}となっています。

過去には、市内で土砂災害（主に水害）が発生した地域（泉町、品野町など）もあり、地震や地震発生後の降雨状況によっては、複合災害として、地すべり、崖崩れ、地割れ、液状化等の地盤災害が予想されます。

※1：平成30年4月1日時点

(2) 社会的特性

ア 市街地における建築物の高層化と過密化や耐震性の低い建築物

現在まで、市街地における建築物の高層化や過密化、宅地造成による市街地の拡

大が進んできた一方で、新耐震基準(昭和56年6月1日以降)に合致していない建物が現在も多く残っています。これらの市街地における状況は、発災時に全壊や半壊による被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっています。

イ ライフラインへの大きな依存

電力、ガス、上下水道、電話等のライフラインへの依存度は極めて高く、地震災害により大きな被害を受けた場合には、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいます。また、老朽化した設備や施設の更新や耐震性を確保するための整備など十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念されます。

ウ 自動車、鉄道等の交通機能

本市では、東海環状自動車道が東部地域を南北に縦断し、東名高速道路及び中央自動車道と接続するとともに、市域には3つの国道や県道が縦横断しており、各々主要幹線道路として機能しています。また、名古屋鉄道瀬戸線及び愛知環状鉄道は、通勤や通学などの交通結節点としての役割を担っています。

交通機関の正常な走行や運行に支障が出た場合、交通渋滞の発生や帰宅困難者の発生などを招き、被害を拡大させるおそれがあります。

従って、これら交通機関は応急対策、応急復旧等に欠くことができないものとして、正常に機能することが重要となります。

エ 人口の減少化と高齢化社会の到来

本市の平成27年10月1日現在の人口は130,833人、老年人口(65歳以上)の割合は約27.7%ですが、瀬戸市人口ビジョン(平成27年12月案)によれば、平成37年(2025年)の人口は123,970人、老年人口の割合は約30.9%と見込まれています。

このように、平成37年(2025年)の本市の人口は約5%減少し、老年人口の割合は約3%上昇します。約3人に1人が高齢者という人口構造となり、要配慮者の増加が懸念されます。

オ 地域のコミュニティ意識と地域防災力

災害を最小限に食い止めるためには、平常時から、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助に加え、行政による公助がそれぞれに機能することが大切です。

本市では、瀬戸防火防災協会連合会が自主防災組織の核となり、主に防火防災委員、自主防災リーダー、自警団などが地域の防災活動の中心を担ってきました。また、「地域力向上プラン」(平成19年11月)策定後は、多くの地域で「住みよいまち」を目指し、「防犯や防災、教育、自治など地域が抱える問題・課題を住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力」となる地域力向上の活動を進めています。

しかし、地域力向上が推進される一方、地域社会の変容に伴い、自治会加入率、各種地域活動への参加などの面において、コミュニティ意識の低下が感じられる傾向も見られ、災害に備えた地域防災力への影響も懸念されています。

3 本市の地震防災

(1) この地域で想定される地震

ア 南海トラフ地震

(ア) 概要

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震です。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震(M8.6)、1854年安政東海地震(M8.4)・安政南海地震(M8.4)、1944年昭和東南海地震(M7.9)、1946年昭和南海地震(M8.0)の5つの地震については、歴史記録から発生の実事が確実なものとされています。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに約70年が経過しているため、現時点でその発生切迫性が非常に高まっていることが懸念されます。地震の発生パターンには多様性があり、想定されている南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があります。周期的に、繰り返し発生していることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられています。

| 南海トラフ地震の長期評価（算定基準日：平成27年1月1日） | | | | |
|-------------------------------|------------------------|--------|-------|-------|
| 領域または地震名 | 長期評価で予想した地震規模（マグニチュード） | 地震発生確率 | | |
| | | 10年以内 | 30年以内 | 50年以内 |
| 南海トラフ | M8～M9クラス | 20%程度 | 70%程度 | 90%程度 |

南海トラフ地震の長期評価結果

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧/地震調査研究推進本部）

(イ) 本市の被害予測

本市は、愛知県被害予測調査の結果により、以下の表（「瀬戸市地域防災計画」から抜粋）のとおりとなっています。

※「A過去地震最大モデル」は、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きい宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせたモデルで、県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられています。

※「B理論上最大想定モデル」は、南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したもので、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものです。主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものです。

| 被害予測項目 | 1 震度別面積（単位：K㎡） | | | |
|-------------|----------------|------|------|------|
| | 震度5弱 | 震度5強 | 震度6弱 | 震度6強 |
| 想定地震モデル | | | | |
| A過去地震最大モデル | 0 | 102 | 10 | 0 |
| B理論上最大想定モデル | 2 | 66 | 43 | 1 |

| 被害予測項目 | 2 液状化可能性 (単位: K m ³) | | | | | |
|-------------|----------------------------------|-------|----|---|---|---|
| | 計算対象外 | 対象層なし | なし | 小 | 中 | 大 |
| 想定地震モデル | | | | | | |
| A過去地震最大モデル | 104 | 0 | 6 | 1 | 1 | 0 |
| B理論上最大想定モデル | 104 | 0 | 6 | 1 | 1 | 1 |

| 被害予測項目 | 3 全壊・焼失棟数 (冬、午後6時発災) 単位: 棟 | | | | |
|-------------|----------------------------|-----|---------|-----|------|
| | 揺れ | 液状化 | 急傾斜地崩壊等 | 火災 | 合計 |
| 想定地震モデル | | | | | |
| A過去地震最大モデル | 約10 | 約10 | 約10 | 約10 | 約40 |
| B理論上最大想定モデル | 約200 | 約10 | 約30 | 約90 | 約300 |

| 被害予測項目 | 4 死者数 (冬、午前5時発災、早期避難率「低」) 単位: 人 | | | | |
|-------------|---------------------------------|---------|----|----------------------|-----|
| | 建物倒壊 | 急傾斜地崩壊等 | 火災 | ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物 | 合計 |
| 想定地震モデル | | | | | |
| A過去地震最大モデル | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| B理論上最大想定モデル | 約10 | ※ | ※ | ※ | 約20 |

※被害数: わずか (5未満)

| 被害予測項目 | 5 ライフライン機能障害 (発災1日後、冬、午後6時発災) | | | | | | | |
|------------|-------------------------------|---------------|------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-------|
| | 上水道断水人口 (人) | 下水道機能支障人口 (人) | 電力停電軒数 (軒) | 固定電話不通回線数 (回線) | 携帯電話停波基地局率 (%) | 都市ガス復旧対象戸数 (戸) | LPガス機能支障世帯数 (世帯) | |
| 想定地震モデル | | | | | | | | |
| A過去地震最大モデル | 約64,000 | 約55,000 | 約60,000 | 約18,000 | 80% | ※ | 約400 | |
| 県内(参考) | 発災直後 | 約9割断水 | 約6割利用困難 | 約9割停電 | 約9割通話支障 | 約8割停波 | 約1割供給停止 | 約2割支障 |
| | 復旧期間 (95%回復想定) | 6週間 | 3週間 | 1週間 | 1週間 | 1週間 | 2週間 | 1週間 |

※被害数: わずか (5未満)

| 被害予測項目 | 6 避難者数 (冬、午後6時発災) 単位: 人 | | | | | | | | |
|------------|-------------------------|------|------|--------|--------|--------|------|------|------|
| | 1日後 | | | 1週間後 | | | 1箇月後 | | |
| | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 |
| 想定地震モデル | | | | | | | | | |
| A過去地震最大モデル | 約200 | 約200 | 約400 | 約3,400 | 約3,400 | 約6,800 | 約100 | 約300 | 約400 |

| 被害予測項目 | 7 帰宅困難者数 (単位: 人) (午後0時発災) | 8 災害廃棄物等 (単位: 千トン) (冬、午後6時発災) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|
| 想定地震モデル | | |
| A過去地震最大モデル | 約11,000~12,000 | 約4 |

イ 本市に影響の高い活断層

活断層とは約 100 万年前より新しい時代に動いた形跡のある断層のことで、全国に確認されているものだけで、約 2,000 の活断層があるとされています。

本市に大きな影響を及ぼす主な活断層は、以下の 2 つの断層帯といわれています。

地震調査研究推進本部による活断層の長期評価結果によりますと「猿投－高浜断層帯」は、豊田市の藤岡町から大府市を経て、西尾市に至る断層帯で、全体の長さは約 51 km で最新の活動時期は約 1 万 4 千年前頃であったと考えられています。

また、「恵那山－猿投山北断層帯」は、中津川市から瑞浪市を経て、豊田市北西部に至る断層帯で、全体の長さは約 51 km で最新の活動時期は約 7,600 年前から 5,400 年前頃であったと考えられています。

調査研究成果による直接的なデータではありませんが、経験則から求めた 1 回のずれの量と平均的なずれの速度を勘案しますと平均活動間隔は 4 万年程度であった可能性があり、こうした結果からこの地震の発生確率は下記表のとおり、低い値となっていますが地震が発生した場合の予測としては、いずれもマグニチュード 7.7 で発生した場合の震度は「6 強～7」と予測されています。

| 断層帯名 | 長期評価で予想した地震規模（マグニチュード） | 地震発生確率 | | | 平均活動間隔 |
|-----------------------------|------------------------|----------|----------|--------------|---------------------|
| | | 30 年以内 | 50 年以内 | 100 年以内 | 最新活動時期 |
| 屏風山・恵那山－猿投山断層帯（猿投－高浜断層帯） | 7.7 程度 | ほぼ 0% | ほぼ 0% | ほぼ 0% | 40,000 年程度 |
| | | | | | 約 14,000 年前頃 |
| 屏風山・恵那山－猿投山断層帯（恵那山－猿投山北断層帯） | 7.7 程度 | ほぼ 0%～2% | ほぼ 0%～3% | ほぼ 0.001%～6% | 約 7,200－14,000 年 |
| | | | | | 約 7,600 年前－5,400 年前 |

活断層の長期評価結果

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧/地震調査研究推進本部）

(2) 今後対策を考えていくべき地震像

本市が今後対策を考えていくべき地震像は、「瀬戸市地域防災計画」（「地震災害対策計画」第 3 章地震の想定）に基づくものとしており、具体的には、前述(1)の「この地域で想定される地震」とします。

ア 南海トラフで繰り返し発生する大規模な地震（A 過去地震最大モデル）を本市の地震対策を講ずべき対象とする地震とします。

イ あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震（B 理論上最大モデル）は主として「命を守る」という観点で補足的に参照します。

ウ 活断層で起きる地震には、南海トラフ地震に対する防災・減災対策と基本的に同じ対策を講じます。

(3) これまでの本市の地震に対する防災・減災対策

本市では、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」や「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第 92 号）」に基づき、かつ、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を生かしながら、地震に対する防災・減災対策を進めてきました。

従前より、自助・共助・公助のそれぞれの視点で、地震に対する防災・減災対策事業を進めてまいりましたが、東日本大震災以後、国や県から南海トラフ地震に対する被害想定及び減災効果（被害を減少させる対策及び効果）が順次公表され、より一層「減災」の比重を高めた対策へと移行しています。

【これまでの主な防災・減災対策事業】

- 木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修費補助事業
- 家庭内備蓄の普及・促進
- 家具等の転倒・落下防止対策の広報啓発
- 自主防災組織などの活動支援
- 防災講演会、自主防災リーダー研修会や災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- 総合防災訓練や非常参集訓練の実施
- 市庁舎整備と災害対策本部機能の強化
- 情報伝達設備、機器又はシステムの導入
- 橋梁等土木構造物の耐震改修
- 小・中学校など公共施設の耐震診断及び耐震改修
- 小・中学校体育館の非構造部材の耐震化
- 防災備蓄倉庫の設置と食糧、飲料水及び資機材等の備蓄
- 災害時応援協定の締結

等

4 目標・基本方針等

(1) 目標（理念）

地震から市民の生命・財産を守る

(2) 基本方針

ア すべての市民を防災人材に

すべての市民が地震災害を正しく認識し、平常時から「自らの命は自ら守る」ことを心がけ、「備えあれば憂いなし」の減災意識を高めます。また、多くの市民が地域活動に主体的に参加し、発災時に地域が一体となって災害に立ち向かう防災意識を醸成します。

このように、すべての市民が自らを守り、共に助け合うことができる防災人材になることを目指します。

イ 防災・減災対策の着実な推進

自助、共助、公助それぞれの立場において、自らの役割と備えておくべきことを理解し、防災・減災のためのハード対策^{※1}・ソフト対策^{※2}を着実に推進します。

また、地震に伴う土砂災害の危険性の高い地域が多いことを前提としたソフト対策を進めます。

※1：建築物や土木構造物における耐震化、防災拠点の整備等、外力を防ぐ対策

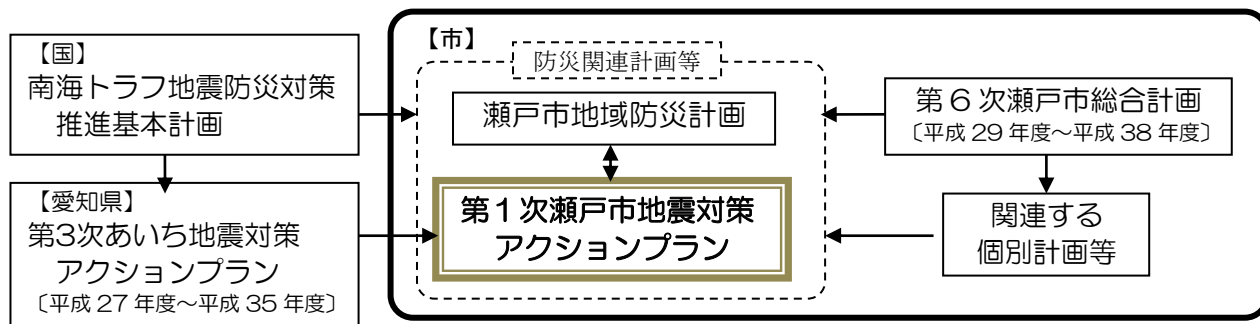
※2：防災・減災のための広報啓発活動、災害を想定した体制の整備、民間木造住宅耐震改修費補助等、防災力を向上させる対策

ウ 防災関係機関の総力の結集

防災関係機関は、日々の生活や社会活動、経済活動のあらゆる分野において、防災・減災の視点を取り入れ、地震によるリスクを低減させるため、総力を挙げて災害に対処できるよう体制を強化し、連携を深めます。

特に、市民、自治会、ボランティア、市民団体、行政等が連携、協働することにより、個々の力、組織力、企画力、行動力が発揮できる関係づくりを進めます。

(3) 市アクションプランの位置付け

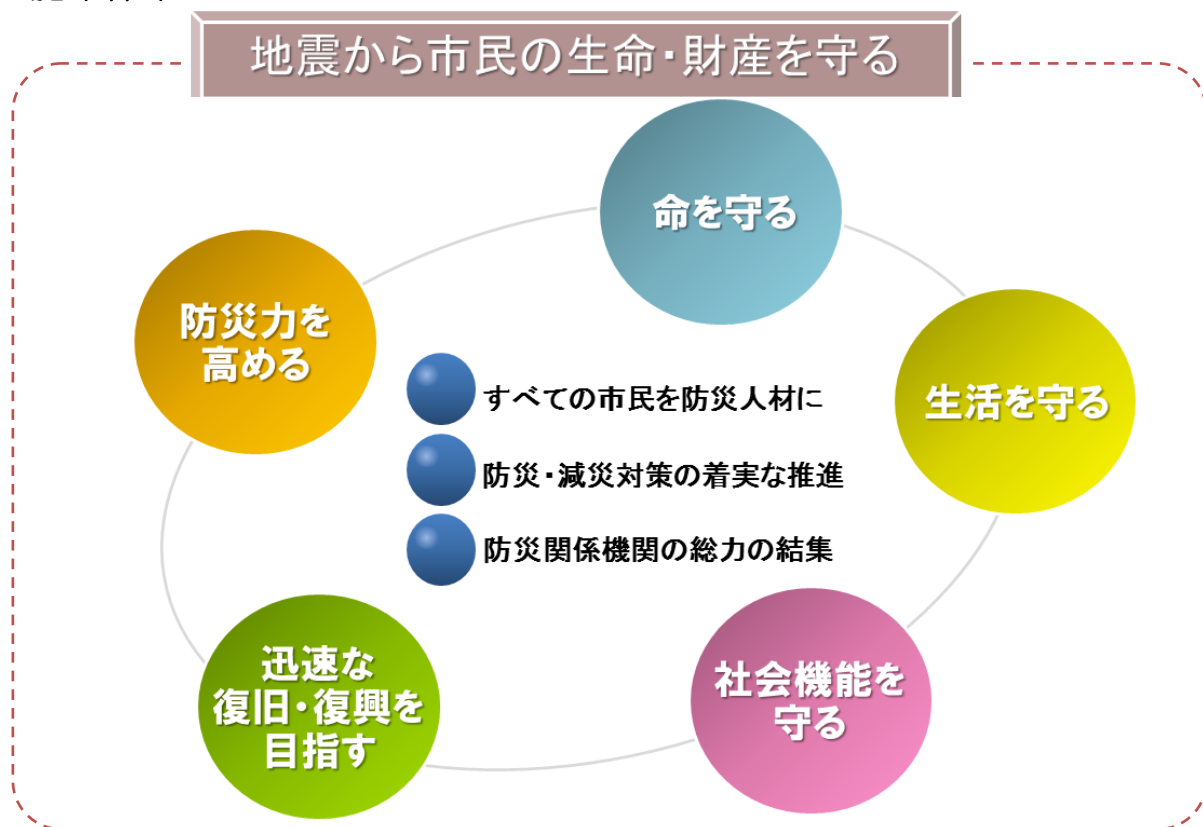


(4) 第1次計画期間

平成28年度～平成35年度（8年間）

第1次計画期間は、県アクションプランの最終年度に合わせ、平成28年度から平成35年度とします。

(5) 施策体系



目標(理念)の下に、3つの基本方針＞5つの対策の柱＞25の対策項目＞53のアクション項目で体系化しています。 ※アクション項目は12ページ以降を参照

| 対策の柱 | 対策項目 (()内はアクション項目数) |
|--|---|
| 1 命を守る 市民の生命を守るために必要な対策 | 1-1 地震動から命を守る(4) 1-2 火災から命を守る(3) 1-3 地盤災害等から命を守る(4) 1-4 災害情報収集・伝達の充実により命を守る(2) 1-5 救助活動により命を守る(1) 1-6 災害医療活動により命を守る(1) 1-7 安否不明状態を解消する(1) |
| 2 生活を守る 発災直後からの市民生活を守るために必要な対策 | 2-1 水・食料・物資不足から生活を守る(4) 2-2 避難所等での生活を守る(4) 2-3 保健機能を守る(2) 2-4 心の健康を守る(2) 2-5 二次災害から生活を守る(1) 2-6 仮設住宅での生活を守る(1) 2-7 帰宅困難者を支援する(1) |
| 3 社会機能を守る 災害対応にあたる行政機能、社会基盤の確保などに必要な対策 | 3-1 ライフライン機能を守る(4) 3-2 行政機能を守る(4) 3-3 経済活動を守る(1) 3-4 治安を守る(1) 3-5 遺体への適切な対応を守る(1) 3-6 文化財を守る(1) |
| 4 迅速な復旧・復興を目指す 復興体制の構築 | 4-1 事前復興まちづくりを進める(1) 4-2 災害廃棄物の円滑な処理を進める(1) 4-3 被災後の生活再建を進める(1) |
| 5 防災力を高める 様々な枠組みによる地域の防災力を高める | 5-1 地域の自主防災力を高める(5) 5-2 自治体等との相互連携により防災力を高める(2) |

(6) 対策の実施による減災効果

市民の生命と財産を守るため、主に人的被害と建物被害を軽減することに主眼を置き、建築物の耐震化、家具等の転倒・落下防止、初期消火、救助活動、災害医療活動など、53のアクション項目を着実に推進し、ハード・ソフト両面から減災効果を高めます。

(7) 減災目標

減災目標については、愛知県被害予測調査結果の「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」のそれぞれに対し、人的・建物被害において定めます。地震の揺れと火災に強いまちづくりを推進し、死者数ゼロ及び建物全壊・焼失棟数の半減を目指します。

ア 人的被害

死者数ゼロを目指す

| | 対策前被害予測 | 減災目標 |
|---------------------|---------|------|
| 「A過去地震最大モデル」による死者数 | 5人未満 | 0人 |
| 「B理論上最大想定モデル」による死者数 | 約20人 | 0人 |

イ 建物被害

建物の全壊・焼失棟数の半減を目指す

| | 対策前被害予測 | 減災目標 |
|-------------------------|---------|-------|
| 「A過去地震最大モデル」による全壊・焼失棟数 | 約40棟 | 約20棟 |
| 「B理論上最大想定モデル」による全壊・焼失棟数 | 約300棟 | 約150棟 |

阪神・淡路大震災による犠牲者の80%以上は、建物の倒壊、家具や家電製品などの下敷きによる圧死・窒息死や割れたガラス等により生じた人的被害でした。

一方、新耐震基準（昭和56年6月1日以降）により建築された建物はほとんど被害がみられなかったという状況も確認されており、大地震により発生する建物倒壊から命を守るためには、建物の耐震補強等の対策が重要となります。

近年では、公共施設等においても早期の対策が求められおり、本市では、全ての小中学校や保育園ですでに耐震化が図られています。

また、民間木造住宅については、耐震化率が80.1%（平成25年住宅・土地統計調査から推計）となっており、今後も「自らの命を守る」ことを重視し、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修費補助事業の活用など、住宅の耐震化・減災化を進めます。

なお、阪神・淡路大震災では地域住民等の協力により、約80%の人が救出されたと言われています。このことから、震災被害をできる限り減らすためには、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しあうことが大切となりますので、広報啓発活動を通して防災・減災対策を進めます。

(8) 進行管理

アクション項目を所管する担当課は、その実施状況を確認・検証するとともに、国や県の地震防災の動向や社会状況の変化なども踏まえ、おおむね中間年度にアクション項目等の見直しを行います。

5 アクション項目

アクション項目を以下の 53 項目とします。

※ 各アクション項目の目標欄は、目標値又は目標年度が具体的に設定できる場合のみ記載します。

※()内は項目数

| 対策の柱 | 対策項目(25) | アクション項目(53) | 頁 |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|----|
| 1 命を守る | 1-1 地震動から命を守る | ① 住宅(木造・非木造)の耐震化・減災化の促進 | 13 |
| | | ② 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進 | 13 |
| | | ③ 家具等の転倒・落下防止対策の促進 | 14 |
| | | ④ 公共施設の耐震化の推進 | 14 |
| | 1-2 火災から命を守る | ① 防火防災対策の推進 | 15 |
| | | ② 初期消火体制の強化 | 15 |
| | | ③ 消防力の充実・強化 | 15 |
| 1-3 地盤災害等から命を守る | ① 防災ガイドマップの更新 | 16 | |
| | ② 土砂災害ハザードマップの更新 | 16 | |
| | ③ 農業用ため池ハザードマップの更新 | 16 | |
| | ④ 大規模盛土造成地調査の実施 | 17 | |
| 1-4 災害情報収集・伝達の充実により命を守る | ① 災害情報の収集体制の整備 | 17 | |
| | ② 災害情報の多様な伝達方法の周知 | 17 | |
| 1-5 救助活動により命を守る | ① 救急救助体制の強化 | 18 | |
| 1-6 災害医療活動により命を守る | ① 災害医療機能の確保 | 18 | |
| 1-7 安否不明状態を解消する | ① 行方不明者相談体制の整備 | 19 | |
| 2 生活を守る | 2-1 水・食料・物資不足から生活を守る | ① 家庭内備蓄の促進 | 20 |
| | | ② 避難所防災備蓄倉庫及び資機材の計画的な配備 | 21 |
| | | ③ 飲料水及び生活用水の確保 | 21 |
| | | ④ 物資輸送機能の確保 | 21 |
| | 2-2 避難所等での生活を守る | ① 生活環境確保のため資機材の増強 | 22 |
| | | ② 避難行動要支援者の支援体制の充実 | 22 |
| | | ③ 社会福祉施設と連携した要配慮者の避難生活支援 | 22 |
| 2-3 保健機能を守る | ④ 給食施設での炊き出し協力体制の構築 | 23 | |
| | ① 保健活動体制の整備 | 23 | |
| 2-4 心の健康を守る | ② 消毒等防疫体制の整備 | 23 | |
| | ① 心のケア活動体制の整備 | 24 | |
| 2-5 二次災害から生活を守る | ② 総合相談窓口の整備 | 24 | |
| | ① 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士との実施体制の構築 | 24 | |
| 2-6 仮設住宅での生活を守る | ① 応急仮設住宅の建設体制の整備 | 25 | |
| 2-7 帰宅困難者を支援する | ① 帰宅困難者等支援対策の推進 | 25 | |
| 3 社会機能を守る | 3-1 ライフライン機能を守る | ① 避難路の防災対策の推進 | 26 |
| | | ② 水道施設の耐震化の推進 | 27 |
| | | ③ 下水道施設の耐震化の推進 | 27 |
| | | ④ ライフライン関係機関との連携 | 27 |
| | 3-2 行政機能を守る | ① 業務継続計画の検証・改訂の実施 | 28 |
| | | ② 職員訓練の実施 | 28 |
| 3-3 経済活動を守る | ③ 行政機能維持のための燃料確保 | 28 | |
| | ④ 災害対策拠点における非常用発電設備の強化 | 29 | |
| 3-4 治安を守る | ① 事業所の防災対策の促進 | 29 | |
| 3-5 遺体への適切な対応を守る | ① 被災地における地域安全活動の推進 | 29 | |
| 3-6 文化財を守る | ① 遺体の処置体制の構築 | 30 | |
| 4 迅速な復旧・復興を目指す | 4-1 事前復興まちづくりを進める | ① 文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進 | 30 |
| | | ① 事前復興まちづくりの推進 | 31 |
| | | ① 災害廃棄物処理体制の構築 | 31 |
| 4-2 災害廃棄物の円滑な処理を進める | ① 罹災証明書の早期発行 | 32 | |
| | 4-3 被災後の生活再建を進める | | |
| 5 防災力を高める | 5-1 地域の自主防災力を高める | ① 地域における自主防災・減災活動の推進 | 33 |
| | | ② 防災教育の推進 | 33 |
| | | ③ 防災・減災に向けた啓発活動の充実 | 34 |
| | | ④ 消防団・自警団等の充実・強化 | 34 |
| | | ⑤ 災害ボランティアセンターの活動体制の整備 | 34 |
| 5-2 自治体等との相互連携により防災力を高める | ① 自治体等との相互応援体制の充実 | 35 | |
| | ② 緊急消防援助隊受援体制の強化 | 35 | |

●● 対策の柱 1 命を守る ●●

強い揺れによる建物の倒壊及び屋内外の転倒物、火災など、地震による直接的な被害から市民の生命を守るために必要なハード・ソフト対策を確実に推進します。

1-1 地震動から命を守る

住宅や学校施設等の耐震化の推進による建物被害の予防、屋内の家具等の転倒・落下防止対策の促進等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--------------------|---------------------|
| 市公共施設の耐震化率 | 85.7% ^{※1} |
| 指定避難所の耐震化率 | 100% |
| 小中学校の耐震化率 | 100% |
| 小中学校体育館の非構造部材の耐震化率 | 100% |
| 保育所の耐震化率 | 100% |
| 住宅(木造・非木造)の耐震化率 | 80.1% ^{※2} |

※1：「公共施設等に係る安全総点検」から

※2：「平成 25 年住宅・土地統計調査」から推計

アクション① 住宅(木造・非木造)の耐震化・減災化の促進

建物被害の全壊棟数を半減させ、家屋の倒壊による圧迫死をゼロとするため、木造住宅(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工)の無料耐震診断、耐震改修費補助の実施及び非木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助を創設するとともに、啓発活動を積極的に実施し、「自らの命を守る」ための住宅の耐震化・減災化の促進に取り組みます。

(都市計画課)

| 目標指標 | 現状(H25) | 目標値 | 目標年度 |
|--------|---------------------|-------------------|------|
| 住宅耐震化率 | 80.1% ^{※2} | 95% ^{※3} | H32 |

※2：「平成 25 年住宅・土地統計調査」から推計

※3：「瀬戸市建築物耐震改修促進計画」から

アクション② 民間特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進

不特定多数の方が利用し、又は、危険物の貯蔵や処理に供する民間の建築物で耐震化されていないもの(民間特定既存耐震不適格建築物)や、避難路沿道建築物の耐震化を促進するために、耐震診断や耐震改修の実施を建物所有者に促すとともに、補助事業制度の創設について検討します。

(都市計画課)

| 目標指標 | 現状(H24) | 目標値 | 目標年度 |
|---|---------------------|---------------------------|------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間特定既存耐震不適格建築物等総数 | 386 棟 ^{※3} | 現状値× 1/5 ^{※3} | H32 |

※3：「瀬戸市建築物耐震改修促進計画」から

アクション③ 家具等の転倒・落下防止対策の促進

各家庭で、家具等の転倒、家財の落下による負傷や自力脱出が困難な状況を回避し、家族が安全に避難できるような住宅環境を整えることが重要です。

このため、広報せと、市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルTV、地域防災訓練、防災講話等の様々な機会を捉え、家具等の転倒・落下防止対策の必要性を積極的に広報、啓発することにより、減災意識の醸成と家具の固定化の促進を図ります。また、家具等の転倒・落下防止対策の具体的な取り組みが地域の減災活動として実施されるよう支援します。

(危機管理課・消防課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|--------|-------------------|-------------------|------|
| 家具の固定率 | 39% ^{※4} | 65% ^{※5} | H35 |

※4：「防火・防災チェックシート(小中学生)」平成26年度市調査から

※5：「第3次あいち地震対策アクションプラン」の「家具の固定率」と同じ目標値

アクション④ 公共施設の耐震化の推進

公共施設の耐震化率100%を目指し、順次必要な調査・整備を進めます。

(危機管理課・施設管理担当課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|-----------|---------------------|------|------|
| 公共施設の耐震化率 | 85.7% ^{※1} | 100% | H35 |

※1：「公共施設等に係る安全総点検」から

1-2 火災から命を守る

地震により発生する火災に備え、防火防災対策の推進、初期消火体制の強化、消防力の充実・強化等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|---|---------|
| 「愛知県内広域消防相互応援協定」締結 <small>★資料 2-2</small> | H15年度 |
| 「東海環状自動車道における消防相互応援協定」締結 <small>★資料 2-5</small> | H16年度 |
| 「瀬戸市震災対策消防計画」策定 | H19年度 |
| 耐震性防火水槽・貯水槽設置数 <small>★資料 6-3</small> | 186基 |
| 街頭消火器設置箇所数 | 1,788箇所 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 防火防災対策の推進

事業所における防火防災管理体制を充実・強化するため、防火対象物及び危険物施設に対して計画的に立入検査を実施し、発災時における火災の発生を抑えるとともに、適切な初期対応ができるようにすることで被害の軽減を図ります。

また、一般住宅において、火気器具や電気器具の転倒等による出火を抑えるため、様々な行事、訓練等での機会を捉え、家具の転倒防止対策や防火対策等、各家庭における減災対策の啓発に取り組みます。

(消防課・危機管理課)

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|--------|---------|---------|------|
| 査察率の向上 | 10.0% | 20.0% | H35 |
| 出火率の低減 | 3.3件/万人 | 3.0件/万人 | H35 |

アクション② 初期消火体制の強化

火災の延焼拡大を防止するため、事業所や地域住民を対象に様々な行事、訓練等の機会を捉えて、消火訓練を実施することで、自助、共助による初期消火対応力を向上させるとともに、事業所で組織されている自衛消防組織に対し、訓練指導などを継続的に実施し、その充実・強化を図ります。

また、街頭消火器の整備(新設・更新・点検)を推進し、地域住民による初期消火活動ができる環境を整備します。

(消防課)

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|---------|---------|-----|------|
| 初期消火実施率 | 65% | 80% | H35 |

アクション③ 消防力の充実・強化

火災の延焼拡大を抑止するため、消防車両、資機材、消防水利等の消防施設、設備を計画的に整備し消防力の充実、強化に取り組みます。

(消防課)

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|------------|---------|------|------|
| 耐震性防火水槽設置数 | 186基 | 195基 | H35 |

1-3 地盤災害等から命を守る

地震による急傾斜地崩壊や液状化等に備えるため、水害・土砂災害危険度、地震による建物倒壊危険度、液状化危険度等を示す防災地区カルテや防災ガイドマップ、土砂災害ハザードマップなどにより市民や地域における防災意識の向上に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|-------------------|--------|
| 防災地区カルテ策定 | H26 年度 |
| 防災ガイドマップ作成 | H26 年度 |
| 土砂災害ハザードマップ作成 | 348 箇所 |
| 農業用ため池ハザードマップ作成 | 7 箇所 |

アクション① 防災ガイドマップの更新

防災ガイドマップを更新し、全世帯へ配布することにより、各地域の災害危険度を市民に周知し、防災・減災意識の向上に努めます。また、「自らの生命は自ら守る」ための具体的な行動指針として、防災市民行動マニュアルを作成・配布し、防災・減災意識の更なる醸成に取り組みます。

(危機管理課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------------|----------|-------|------|
| 防災ガイドマップの更新 | 全世帯配布 | — | H32 |
| 防災市民行動マニュアルの配布 | — | 全世帯配布 | H28 |

アクション② 土砂災害ハザードマップの更新

県は、土砂災害の危険がある区域を明らかにするための基礎調査を進めています。新たに土砂災害警戒区域等が指定された場合は、市ホームページの土砂災害ハザードマップを更新し、地区の住民に周知を図ると共に急傾斜地崩壊対策事業の促進を県に働きかけます。

(維持管理課・危機管理課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------------|----------|-----|-------|
| 土砂災害ハザードマップの更新 | 市ホームページ | — | 指定年度毎 |

アクション③ 農業用ため池ハザードマップの更新

県は、農業用ため池の堤防が決壊した場合に人家等へ影響を与えるおそれがある農業用ため池の耐震診断及びハザードマップ作成を順次進めています。新たにハザードマップが作成された場合は、市ホームページを更新し、地区の住民に周知を図ります。

(維持管理課・危機管理課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|------------------|----------|-----|-------|
| 農業用ため池ハザードマップの更新 | — | — | 作成年度毎 |

アクション④ 大規模盛土造成地調査の実施

地震により滑動崩落が発生し、甚大な被害が生じるおそれのある土地として大規模盛土造成地があります。これらの土地が瀬戸市内に存在するかどうかについて調査（第一次スクリーニング）を実施します。

（都市計画課）

1-4 災害情報収集・伝達の充実により命を守る

災害情報を有効に活用するため、その情報収集体制を整備するとともに、多様なメディアを活用した情報伝達に取り組みます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|---|--------|
| 「災害時等における放送要請に関する協定」締結 <small>★資料 2-9</small> | H14年度 |
| 消防高所監視カメラ設置 | H15年度 |
| 「防災・緊急情報放送に関する協定」締結 <small>★資料 2-14</small> | H17年度 |
| 「災害時におけるアマチュア無線による情報収集等に関する協定書」締結 <small>★資料 2-32</small> | H25年度 |
| 「災害に係る情報発信等に関する協定」締結 <small>★資料 2-33</small> | H26年度 |
| 安全安心メール登録者数 | 3,555人 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 災害情報の収集体制の整備

災害情報は迅速かつ正確に収集することが重要であり、職員による災害情報の収集活動を始め、デジタルタワーに設置されている消防高所監視カメラなどを活用するなど情報収集体制を整えます。

また、情報収集に使う防災行政無線を現在のアナログ機器からデジタル機器に更新することにより、災害時の情報伝達機能の向上と拡張性を確保します。

（危機管理課）

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|--------------|---------|-----|------|
| 防災行政無線のデジタル化 | アナログ機器 | — | H34 |

アクション② 災害情報の多様な伝達方法の周知

地域の防災・減災活動や避難行動に必要な災害情報を適時、正確に伝達するため、多様なメディアを活用します。

また、災害協定に基づき、ケーブルTVやコミュニティFMによる地域の災害情報に関する番組を放送するとともに、市ホームページ、緊急情報ブログ、安全安心メール及び緊急速報メールなどを積極的に活用します。

これら災害情報の多様な伝達方法について、広報せとや市ホームページで広く周知に努めます。

（危機管理課・シティプロモーション課）

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|-------------|---------|--------|------|
| 安全安心メール登録者数 | 3,555人 | 7,000人 | H35 |

1-5 救助活動により命を守る

地震の揺れ、火災等により発生する要救助者や負傷者に対応するため、救助活動、応急救護体制の強化等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|-----------------------|--------|
| 「瀬戸市震災対策消防計画」策定 | H19 年度 |
| 「瀬戸市消防本部集団災害対応実施計画」策定 | H24 年度 |

アクション① 救急救護体制の強化

災害時に迅速・的確な消防活動を実施するため、各種計画に基づき定期的に訓練を実施し、救急、救助活動の知識、技術の向上に努めるとともに、震災時に必要な救急、救助資機材を計画的に整備することで、ハード、ソフトの充実・強化を図ります。

また、応援協定に基づく合同訓練を近隣市、各種防災関係機関等と実施し、広域的な災害対応ができるように努めます。

(消防課)

1-6 災害医療活動により命を守る

災害時における傷病者に対応するため、災害医療機能の確保等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--|--------|
| 「災害時の医療救護に関する協定」締結 <small>★資料 2-17</small> | H21 年度 |
| 「災害時の歯科医療救護に関する協定」締結 <small>★資料 2-19</small> | H21 年度 |
| 「災害時の医療救護に関する協定」締結 <small>★資料 2-21</small> | H21 年度 |
| 災害拠点病院の指定（公立陶生病院） | |
| （地域災害拠点病院に指定） | H21 年度 |
| （地域中核災害拠点病院に指定） | H25 年度 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 災害医療機能の確保

災害時には医療・助産施設自体も被害を受けて診療機能が混乱・低下する一方で、負傷者等に対する緊急の医療等が必要になるほか、避難者に対する広範な医療支援等が求められます。

このため、本市は尾張東部医療圏地域災害医療対策会議の構成機関として、瀬戸保健所及び市内にある災害拠点病院である公立陶生病院、一般社団法人瀬戸旭医師会、瀬戸歯科医師会、瀬戸旭長久手薬剤師会等の医療機関との協力体制を確立して、災害時における医師等の医療従事者の確保や医療救護所の設置を行い、医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するように努めます。

(健康課)

1-7 安否不明状態を解消する

発災後に安否不明状態が長期間継続することを防ぐため、行方不明者の相談受理を迅速に実施する体制の整備に取り組みます。

アクション① 行方不明者相談体制の整備

行方不明者に関する相談対応を迅速に実施するため、情報の把握及び提供方法について対応マニュアルを作成し、体制を整備します。

(市民課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|-------------|----------|-----|------|
| 相談対応マニュアル作成 | — | — | H28 |

●● 対策の柱 2 生活を守る ●●

発災直後からの生活環境の維持に係る取り組みなど、市民の生活を守るために必要な対策を推進します。

2-1 水・食料・物資不足から生活を守る

発災後の飲料水や食料・生活必需品の不足等に対応するため、家庭内備蓄の促進や行政における備蓄物資の整備と維持管理、災害時の物流体制の強化等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--|-------------------|
| 「災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定」締結 ★資料 2-11 | H15 年度 |
| 「災害時における救援物資提供に関する協定」締結 ★資料 2-13 | H17 年度 |
| 「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」締結 ★資料 2-25 | H23 年度 |
| 「災害時における地下水供給に関する協定書」締結 ★資料 2-26 | H23 年度 |
| 「災害時における井水(飲料水)供給に関する協定書」締結 ★資料 2-30 | H25 年度 |
| 「名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給に関する協定」締結 ★資料 2-34 | H26 年度 |
| 食料(アルファ米)の備蓄数 | 39,950 食 |
| 飲料水(500ml)の備蓄数 | 22,560 本 |
| 毛布の備蓄数 | 7,007 枚 |
| 避難所防災備蓄倉庫設置数 | 11 箇所 |
| 飲料水兼用耐震性貯水槽容量 | 200m ³ |

★資料○-□:「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 家庭内備蓄の促進

発災後にライフライン及び物資の途絶等の事態が予想されるため、必要な家庭内備蓄(食料、飲料水、生活必需品等)を7日以上各家庭で備蓄するよう、広報せと、市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルTV、地域防災訓練、防災啓発イベント等により様々な機会を捉え、広報啓発を実施します。

また、市販の災害対策用の長期保存食品や飲料水などだけでなく、普段購入している食料品等を「多めに買い置き」する循環備蓄(ローリングストック法)といった考え方も広く周知し、日常生活に根ざした家庭内備蓄を促進します。

(危機管理課)

アクション② 避難所防災備蓄倉庫及び資機材の計画的な配備

「瀬戸市防災備蓄計画」に基づき、既に 14 箇所にある災害対策拠点倉庫に加え、指定避難所となる小中学校体育館に隣接する避難所防災備蓄倉庫を計画的に配備します。

また、自主防災組織に対しても、発災時に地域における防災活動に必要な資機材を計画的に配備します。

(危機管理課・消防課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------------|----------|-------|------|
| 避難所防災備蓄倉庫設置箇所数 | 11 箇所 | 28 箇所 | H35 |

アクション③ 飲料水及び生活水の確保

長期の断水に際し、県被害予測調査結果の避難者総数(約 6,800 人)に対して、「瀬戸市防災備蓄計画」に基づき、災害対策拠点倉庫や避難所防災備蓄倉庫に安全な飲料水を計画的に分散配備するとともに、保存年限に基づく計画的な更新を実施します。

また、配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽による水の確保や、協定を結んだ事業所の井戸水を活用する応急給水体制を整えます。さらに、生活水の確保についても検討します。

(危機管理課・水道課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|---------------|----------|----------|------|
| 飲料水(500ml)の備蓄 | 22,560 本 | 42,200 本 | H29 |

アクション④ 物資輸送機能の確保

救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、「災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書」に基づく確認を定期的実施する他、市内の物流事業者とも情報交換を行い、食料・物資の配送等についての連絡や協力体制を構築します。

(危機管理課・産業政策課)

2-2 避難所等での生活を守る

避難所や在宅避難者の生活環境を確保し、要配慮者の避難生活の支援等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|--|--|
| 「災害時に災害弱者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書」締結 <small>★資料 2-23</small> | H20 年度 |
| 指定避難所（地震）の収容人員合計 <small>★資料 5-1</small> | 4,010 人 ^{※1} (長期収容人数 3㎡/人) |
| 非常用発電機数 | 39 台 |
| 投光器数 | 74 器 |
| 災害用組立トイレ数 | 21 基 |

※1：過去地震最大モデルによる想定避難所避難者の収容に必要な空間を確保

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 生活環境確保のための資機材の増強

「瀬戸市防災備蓄計画」に基づき、災害対策拠点倉庫や避難所防災備蓄倉庫に、避難所や在宅避難者の生活環境を確保するための資機材を計画的に増強します。

特に、東日本大震災の被災地から得た教訓を生かし、ガソリン不足に左右されない LP ガス燃料の非常用発電機、電力消費が少なく寿命が長い LED 投光器、子どもや高齢者が使いやすい災害用組立トイレ（手すり付の洋式トイレ）などを順次増強します。

（危機管理課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|-----------|----------|-------|------|
| 非常用発電機数 | 39 台 | 56 台 | H32 |
| 投光器数 | 74 器 | 112 器 | H32 |
| 災害用組立トイレ数 | 21 基 | 34 基 | H35 |

アクション② 避難行動要支援者の支援体制の充実

避難行動要支援者が地域の中で迅速かつ適切な支援を受けられるようにするため、地域の民生委員と避難行動要支援者名簿を共有し、地域の見守り活動に合わせ、必要に応じて災害時の避難行動を支援する体制を整えます。

（高齢者福祉課・社会福祉課・危機管理課）

アクション③ 社会福祉施設と連携した要配慮者の避難生活支援

「災害時に災害弱者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書」に基づき、必要に応じて緊急一時的な受け入れを社会福祉施設に要請し、災害時における要配慮者の避難生活を支援する体制を整備します。

（高齢者福祉課・社会福祉課・危機管理課）

アクション④ 給食施設での炊き出し協力体制の構築

発災後にライフラインが整っている小中学校の給食施設において、給食が再開されるまでの間、可能な範囲で避難者のための炊き出しを実施します。また、委託業者とも協力体制を構築します。

(学校教育課)

2-3 保健機能を守る

災害時における健康支援への体制整備や消毒等防疫体制の整備などに取り組みます。

アクション① 保健活動体制の整備

被災環境下では、身心両面の様々な問題が生じやすくなるため、健康支援活動を円滑に行えるよう、健康管理・衛生管理・栄養管理等についての災害時健康支援活動マニュアルの策定を進めます。

災害直後から保健活動の迅速な初動体制を確立するとともに、被災の程度に応じて速やかに要員及び資器材についての応援を要請し、受け入れることができるような体制整備を図ります。また、県又は他市町村から応援要請があった場合は、これに積極的に協力します。

(健康課)

アクション② 消毒等防疫体制の整備

災害時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体等に対する抵抗力低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に従い、迅速に実施し感染症流行の未然防止に万全を期することが必要です。

被災地および避難所における感染症の防止及び環境の悪化を防止するため、浸水家屋等に対する消毒薬配布や避難所における防疫を重点とした健康管理を県と連携し、迅速かつ的確に実施できるように瀬戸保健所等関係機関との連携を図り、体制を整備します。

(生活安全課・健康課)

2-4 心の健康を守る

発災後の精神的ショック等による被災者の心の健康悪化に対応するため、災害時の心のケア活動の充実や、生活相談対応の充実等に取り組みます。

アクション① 心のケア活動体制の整備

被災者の精神的ショックは時間の経過とともに適切に対応することが必要です。また、避難所生活でのストレスや不安感・疲労感等が蓄積し、心身ともにさまざまな問題が生じやすいことから、心のケア活動を進めるため医師会等の関係機関と連携し、相談体制、巡回体制等を整備します。

(健康課)

アクション② 総合相談窓口の整備

市民からの生活再建に係る相談に迅速・的確に対応するため、各種関係機関と連携する総合相談窓口を整備します。

(生活安全課)

2-5 二次災害から生活を守る

揺れや液状化等により被災した建物や宅地において、二次災害が発生することを防ぐため、被災建築物や被災宅地に関する応急危険度判定体制の充実に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|---|--------|
| 「災害時における指定避難所に対する応急危険度判定の協力に関する協定」の締結 <small>★資料 2-35</small> | H26 年度 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士との実施体制の構築

揺れや液状化により被災した建物や宅地において、余震や降雨による二次災害が発生することを防ぐため、地震の指定避難所、被災建築物や被災宅地に関する応急危険度判定を早期に行うための実施体制を構築します。

(都市計画課・財政課)

2-6 仮設住宅での生活を守る

揺れによる自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに対応するため、仮設住宅の建設に係る体制の整備に取り組みます。

アクション① 応急仮設住宅の建設体制の整備

応急仮設住宅を迅速に建設するため、愛知県の応急仮設住宅建設マニュアルに基づき、実施体制の整備や建設候補地台帳を更新します。

(都市計画課・財政課)

2-7 帰宅困難者を支援する

外出先や勤務先での被災により、駅周辺等において大量の帰宅困難者が発生することに対応するため、帰宅困難者に対する支援に取り組みます。

アクション① 帰宅困難者等支援対策の推進

主要な鉄道駅等周辺で発生が予測される帰宅困難者への対策として、「むやみに移動を開始しない」行動指針を広報するとともに、「徒歩帰宅支援ステーション」など支援施設を周知し、帰宅困難者等に対する支援に努めます。

(危機管理課)

●● 対策の柱 3 社会機能を守る ●●

災害対応にあたる行政機能の確保に関する対策を確実に推進するとともに、ライフラインなど社会基盤の確保、企業の経済活動の継続などに必要な対策を推進します。

3-1 ライフライン機能を守る

発災後のライフライン供給機能の途絶を防ぐため、ライフライン関係機関との円滑な協力体制の確立や、水道、下水道施設の耐震化等の機能維持対策に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|------------------------------------|---------------------|
| 「水道災害相互応援に関する覚書」 ★資料 2-6 | H16 年度 |
| 「災害時における電気の保安に関する協定」締結 ★資料 2-29 | H25 年度 |
| 橋梁の耐震補強 | 26 橋 |
| 浄水施設耐震率 | 21.8%※ ¹ |
| 配水池耐震施設率 | 99.4%※ ¹ |
| 管路（水道）の耐震化率 | 0.6%※ ¹ |
| 下水管路重要幹線の汚水マンホール浮上防止対策 | 100% |

※1：「瀬戸市水道ビジョン」（H24 年 3 月）から

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 避難路の防災対策の推進

地震による市民生活への影響を最小限にするため、避難路の地震防災対策を実施し、発災時の人的被害の軽減や避難路の確保と孤立集落の発生を防止します。

主な事業として、平成 18 年度から実施している橋梁の耐震補強を今後も継続して行っていきます。

このほか、地元業者等との公共土木施設緊急維持修繕工事に係る協定書に基づき、被害状況の把握や復旧工事を迅速に行うことで、早期の通行確保を図ります。

また、道路ネットワーク確保のため、第 1 次・第 2 次緊急輸送道路沿道の耐震性のない特定建築物の耐震化を促進します。

（維持管理課・都市計画課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------|----------|------|------|
| 橋梁の耐震補強数 | 26 橋 | 46 橋 | H35 |

アクション② 水道施設の耐震化の推進

配水池の耐震化はほぼ完了していますが、浄水施設は統廃合の検討を踏まえて耐震化を進めます。

管路の耐震化は、現在、耐震化率は低いものの、瀬戸市は良質な地盤にあり、ダグタイムル管の比率が高く、地震へも十分に対応できると考えられます。

また、指定避難所、医療施設及び給水拠点への連絡管並びに水道橋を含めた主要な管路の耐震化を優先的に行うほか、老朽化・耐震化を踏まえた管路の更新を進めることにより、水の安定的な供給に向けた対策を推進します。

(水道課)

| 目標指標 | 現状 (H24) | 目標値 | 目標年度 |
|----------|---------------------|--------------------|------|
| 浄水施設耐震率 | 21.8% ^{※1} | 31% ^{※1} | H32 |
| 配水池耐震施設率 | 99.4% ^{※1} | 100% ^{※1} | H32 |
| 管路の耐震化率 | 0.6% ^{※1} | 5.3% ^{※1} | H32 |

※1：「瀬戸市水道ビジョン」(H24年3月)から

アクション③ 下水道施設の耐震化の推進

下水道施設は、地震によってその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいものとなるため、2つの処理場(西部・水野)について、施設や設備の耐震化を進めます。

また、重要性の高い下水管路の耐震化を進めるとともに、流下機能を確保します。

(下水道課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|---------------|----------|------|------|
| 処理場(水野)耐震診断調査 | — | — | H28 |
| 処理場(西部)耐震化率 | 15% | 100% | H35 |
| 重要な管路の耐震化率 | 96% | 97% | H35 |

アクション④ ライフライン関係機関との連携

防災会議や総合防災訓練等を通じ、電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関係機関との情報交換や訓練等を行い、各機関における大規模な災害への事前対応や強化対策、発災時における応急対策及び復旧活動等に関して相互確認し、連携を強化します。

(危機管理課)

3-2 行政機能を守る

災害時に、中心となって災害対応にあたる行政の人的・物的資源の確保、初動対応や応急対策の円滑な実施、業務継続等を確保するなど、行政機能の維持に取り組みます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|--|-------------------------------------|
| 「災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定」締結 ★資料 2-10 | H15年度 |
| 「大規模災害時の支援協力に関する協定」締結 ★資料 2-8 | H20年度 |
| 「災害時における応急対策の協力に関する基本協定書」締結 ★資料 2-31 | H25年度 |
| 「瀬戸市業務継続計画（震災編）」策定 | H26年度 |
| 市庁舎非常用発電設備 | H26年度 |
| 愛知県と愛知県石油商業組合と締結した「災害時給油所石油備蓄事業の備蓄石油類燃料の救急等に関する協定」に基づく災害対応車両用燃料の確保 | H26年度 (ガソリン 2.5kl) (軽油 2.5kl) |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 業務継続計画の検証・改訂の実施

災害時においても行政機能を維持するため、「瀬戸市業務継続計画（震災編）」を必要に応じて検証・改訂し、設備点検等を定期的に行います。

（危機管理課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|------------------------|----------|-----|------|
| 「瀬戸市業務継続計画（震災編）」の検証・改訂 | 策定 | — | H35 |

アクション② 職員訓練の実施

市施設における避難訓練、避難所開設運営訓練、初期消火訓練、救護・救出訓練、応急給水訓練、職員参集訓練、災害対策本部設置運営訓練等、実践的かつ効果的な市職員の訓練を実施します。

また、訓練に必要な初動対応マニュアルを策定します。

（危機管理課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|--------------|----------|-----|------|
| 初動対応マニュアルの策定 | — | — | H28 |

アクション③ 行政機能維持のための燃料確保

市役所や消防署等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や消防車両等緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく確認を定期的に行います。

（行政課）

アクション④ 災害対策拠点における非常用発電設備の強化

市庁舎、消防署と並び地域の災害対策拠点となる3支所に対し、発災時の電源確保のため、蓄電システムなど非常用電源設備の導入を検討します。
(危機管理課)

3-3 経済活動を守る

地震の発生により、事務所や工場、店舗、倉庫等が被災し、経済活動の停止や、雇用喪失・収入途絶による生活の支障が生じることを防ぐため、平常時から事業所等での防災対策や事業継続計画の策定促進に取り組みます。

アクション① 事業所の防災対策の促進

中小企業の多い本市において、被災後に倒産や事業縮小を極力防ぐためには、平常時から事業継続計画(BCP)を準備し、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要であり、中小企業向け事業継続計画(BCP)策定マニュアルである「あいちBCPモデル」を市ホームページで紹介するなど事業所の防災対策を促進します。

(産業政策課)

3-4 治安を守る

地震の発生により、治安維持機能の低下や犯罪機会の増加等を防ぐため、瀬戸警察署や地域の防犯組織等との連携強化を図り、被災地域における地域安全活動に取り組みます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|------------------|-----|
| 青色パトロール車の登録台数 | 32台 |

アクション① 被災地における地域安全活動の推進

発災後における治安維持機能の低下や犯罪機会の増加等を防ぐため、瀬戸警察署と必要な防犯活動を実施するとともに、地域の安全情報を提供(安全安心メール配信等)します。また、自治会、地域住民、事業所等と協力・連携し、青色パトロール車での見回りなどにより地域で一丸となった地域安全活動を実施します。

(生活安全課)

3-5 遺体への適切な対応を守る

地震の発生により、死者や身元不明の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援に係る協定に基づく体制整備等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--|--------|
| 「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」締結 ★資料 2-15 | H17 年度 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 遺体の処置体制の構築

平常時から瀬戸警察署と連携し、瀬戸市斎苑内で遺体安置所を設置する想定をするなど、遺体への適切な対応や処理ができる体制を構築します。

(生活安全課・環境課)

3-6 文化財を守る

本市の貴重な文化財を守るため、文化財防災台帳の整備を行い、文化財の耐震対策に取り組みます。

アクション① 文化財防災台帳の整備と耐震対策の推進

貴重な文化財を守るため、文化財防災台帳を整備し、災害時に迅速な対応ができる体制を検討します。

また、文化財への被害を防ぎ、次世代へ継承するため、文化財建造物(1件)の耐震対策や文化財所有者への防災意識の向上を図ります。

(文化課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------------|----------|------|------|
| 文化財防災台帳の整備 | 約 30% | 100% | H35 |
| 文化財建造物の耐震対策の推進 | 0 件 | 1 件 | H35 |

●● 対策の柱 4 迅速な復旧・復興を目指す ●●

市域の居住環境、産業、暮らしの迅速な復旧・復興を図るため、平常時から復興組織や復興計画等の事前準備を具体化し、復興体制を構築するなど、事前に取り組むべき対策を確実に推進します。

4-1 事前復興まちづくりを進める

発災後に迅速な復旧・復興を果たすためには、事前に復興に関する体制を整備し、方針を定めておくことが重要です。迅速な復旧・復興を目指し、復興体制の整備に取り組みます。

アクション① 事前復興まちづくりの推進

愛知県が策定した「震災復興都市計画の手引き（手続き編・計画編）」に基づき、人材育成・体制整備・情報管理等を行います。

（都市計画課・危機管理課）

4-2 災害廃棄物の円滑な処理を進める

発災後に迅速な復旧・復興を図るためには、災害により発生する大量の廃棄物を円滑に処理することが重要です。市民生活及び産業活動の早期復旧・復興に寄与するため、災害廃棄物処理体制の構築等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--|--------|
| 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る応援に関する協定書」締結 <small>★資料 2-7</small> | H25 年度 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であり、本市は環境省の示す「災害廃棄物対策指針」に基づき、迅速な処理計画や行動マニュアルとなる「瀬戸市災害廃棄物処理計画」を策定し、その体制を構築します。

（環境課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|--------------|----------|-----|------|
| 災害廃棄物処理計画の策定 | — | — | H35 |

4-3 被災後の生活再建を進める

被災後の生活再建に向けて重要な証明となる罹災証明書を早期に発行できる体制の整備に取り組めます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|-------------------|--------|
| 被災者支援システム導入 | H23 年度 |

アクション① 罹災証明書の早期発行

罹災証明書は、各種公的支援をはじめ、被災後の生活再建のために必要とされる重要な証明です。

こうした認識に立ち、既に導入済みのシステムのバージョンアップを含め、罹災証明書の早期発行に向けた体制を整えます。

(危機管理課・情報政策課・税務課)

●● 対策の柱 5 防災力を高める ●●

防災・減災意識の醸成、防災人材の育成などによる地域の自主防災力や自治体等との相互連携により総合的な防災力を高めます。

5-1 地域の自主防災力を高める

地域の自主防災力を高めるため、市民一人ひとりに対する減災意識の醸成、地域における自主防災・減災活動の促進、児童生徒に対する防災教育の推進、女性や外国人の参画促進、防災に関連する訓練の実施等に取り組みます。

| 主な対策状況(H26 年度末現在) | |
|--|-----------------|
| 「瀬戸市地域ボランティア支援本部の開設及び運営等に関する協定」締結 ★資料 2-16 | H20 年度 |
| 自主防災組織率 | 100% (20 連区) |
| 消防分団数 | 12 分団 |
| 自警団数 | 5 自警団 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 地域における自主防災・減災活動の推進

地域の多様な主体が、平常時から協働して取り組む自主防災・減災活動において、中核的な役割を担う防災人材を育成するため、自主防災リーダー研修会や防災講演会などを開催します。また、地域防災訓練の計画・運営を支援するなど地域防災力の向上に努めます。

女性や外国人の防災活動への参画を促進するとともに、自治会、消防団、自警団、地元事業者、ボランティア、市民団体等の連携（協働）による地域の絆づくりに取り組みます。

（消防課・危機管理課・まちづくり協働課）

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|-------------|----------|-------|------|
| 自主防災リーダー研修 | 1 回/年 | 1 回/年 | 毎年度 |
| 防災講演会の開催 | 1 回/年 | 1 回/年 | 毎年度 |
| 地域防災訓練実施連区数 | 19 連区 | 20 連区 | 毎年度 |

アクション② 防災教育の推進

各小中学校における学校防災計画に基づき、児童・生徒が自他の生命を大切にするとともに、自ら考え行動することができるよう、発達の段階に応じた実践的な防災教育を実施します。

また、学校における防災教育は、家庭や地域社会の関係機関・団体の理解や協力を得ながら計画的・組織的に進めることが必要であり、児童・生徒が主体的に地域防災訓練などへ参画できる環境づくりを進めます。

（教育政策課・学校教育課）

アクション③ 防災・減災に向けた啓発活動の充実

市民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」（自助）ため家庭での備えを促進するとともに、「地域は地域で守る」（共助）ため地域の備えや地域防災訓練などへの積極的な市民参画を促進します。

このため、自助・共助に基づく防災・減災に向けた啓発活動を、広報せと、市ホームページ、コミュニティ FM、ケーブル TV、地域防災訓練など様々な機会を捉えて効果的に実施します。なお、地震に伴う土砂災害の危険度の高い地域については、その危険性も合わせて広報・啓発します。

また、地震に関する市民行動についてのマニュアル等を作成し、周知します。
(危機管理課・消防課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|---------------|----------|--------|------|
| 広報せとでの啓発記事掲載 | 7 回/年 | 10 回/年 | 毎年度 |
| 市民行動マニュアル等の作成 | — | — | H28 |

アクション④ 消防団・自警団等の充実・強化

消防団、自警団が中核となり地域防災力を向上するために、訓練計画に基づき各種研修、訓練を実施し、震災時に必要な連携を深めるとともに知識、技術の向上に努めます。

各種資機材等の施設、設備を計画的に整備し、消防分団（山口分団及び女性分団の設立）、自警団を充実・強化します。

また、ガンバレ消防団応援事業所等の団員確保対策事業を推進し、消防団員の確保に努めます。

(消防課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | 目標値 | 目標年度 |
|----------|----------|-------|------|
| 訓練の実施 | 4 回/年 | 4 回/年 | 毎年度 |
| 消防分団の設置数 | 12 分団 | 14 分団 | H28 |
| 消防団員数 | 238 人 | 284 人 | H35 |

アクション⑤ 災害ボランティアセンターの活動体制の整備

社会福祉協議会や NPO と連携し、災害時に設置される災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーター育成のための養成講座を実施します。その際に、災害ボランティア登録者を募り、防災人材を確保することで、発災後における災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営など活動体制を整備します。

(社会福祉課・危機管理課)

| 目標指標 | 現状 (H26) | | 目標値 | 目標年度 |
|-------------------------|----------|--|-------|------|
| 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 | 1 回/年 | | 1 回/年 | 毎年度 |
| 災害ボランティアコーディネーター登録者数 | 66 人 | | 150 人 | H35 |

5-2 自治体等との相互連携により防災力を高める

本市だけでは対応できない災害に備え、広域的な各種応援・協力協定等により連携し、総合的に防災力を高めます。

| 主な対策状況(H26年度末現在) | |
|---|--------|
| 「災害応援に関する協定」締結 ★資料 2-1 | H8 年度 |
| 「東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書」締結 ★資料 2-12 | H17 年度 |
| 「瀬戸市緊急消防援助隊受援計画」策定 | H18 年度 |
| 「愛知県防災ヘリコプター応援協定」締結★資料 2-4 | H19 年度 |
| 「災害時の情報交換に関する協定」締結 ★資料 2-27 | H23 年度 |
| 「災害応急対策活動の相互支援に関する協定」締結 ★資料 2-28 | H24 年度 |

★資料○-□：「瀬戸市地域防災計画」の資料編を参照

アクション① 自治体等との相互応援体制の充実

災害時における広域的な相互応援協力を目的として締結している自治体等との各種協定について、定期的に運用等の確認を行い、その実効性を高め、広域的な連携による総合防災力の向上を図ります。

また、新たな応援・協力関係を検討・構築し、協定を締結します。

(危機管理課)

アクション② 緊急消防援助隊受援体制の強化

緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、「瀬戸市緊急消防援助隊受援計画」に基づく訓練を定期的実施し検証することでPDCAサイクルを確立し、緊急消防援助隊受援時における連携・調整能力を強化します。

(消防課)

| 目標指標 | 現状(H26) | 目標値 | 目標年度 |
|---------------------------|---------|------|------|
| 「瀬戸市緊急消防援助隊受援計画」に基づく訓練の実施 | 3回/年 | 3回/年 | 毎年度 |

第1次瀬戸市地震対策アクションプラン

平成28年3月策定

平成28年4月一部改訂(組織名変更)

平成29年4月一部改訂(組織名変更)

平成30年4月一部改訂(組織名変更)

瀬戸市 市長直轄組織 危機管理課